

工事監督要領

(趣旨)

第1条 この要領は、刈谷市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の監督業務の適正な執行を図るため、監督に関する必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において「監督」とは、契約書及び設計図書（以下「契約図書」という。）に基づき立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験若しくは検査の実施、工事の施工状況の確認若しくは把握を行い、又は受注者に必要な指示をすることにより契約の適正な履行を確保することをいう。

2 この要領において「監督職員」とは、刈谷市契約規則（昭和40年規則第10号）第45条の規定により契約担当者から任命された専任監督員及び総括監督員をいう。

(監督の体制)

第3条 刈谷市工事施行に関する事務取扱要領（平成2年4月1日施行）第4条第2号に規定する請負工事については、専任監督員及び総括監督員を置くものとする。

(監督職員の任命基準)

第4条 監督職員の任命基準は、次によるものとする。ただし、これによりがたいときは工事担当課長が適任者と認める職員を任命するものとする。

- (1) 専任監督員には、技師、主査、主任主査、専門員の職員から任命する。
- (2) 総括監督員には、係長、副主幹、課長補佐、主幹の職員から任命する。

(監督の実施)

第5条 監督職員は、別表「監督業務の内容」及び「施工プロセス」のチェックリスト（別記様式）に留意の上、監督を実施するものとする。

2 監督職員は、受注者に対する指示、承諾、協議等は、仕様書に定める工事打合簿によるものとする。ただし、協議の内容が設計変更に係るものについては、別に定める工事設計変更事務取扱要領によるものとする。

3 監督職員は、「施工プロセス」のチェックリストにより、工事契約時から工事完了時まで逐次確認を行い、記録を整備しておくものとする。

(監督業務の分担)

第6条 監督業務の分担は、次によるものとする。

(1) 専任監督員

- ア 契約の履行についての受注者又は現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- イ 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- ウ 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査（確認を含む。）又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）の実施
- エ 関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合における施工の調整
- オ 上記アからエまでに関する事項（軽易と判断される場合を除く。）及び工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認められる事項の総括監督員への報告
- カ 工事検査に必要な工事関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）の整備

(2) 総括監督員

- ア （1）アからエまでに関する事項で重要と判断される事項及び設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認められる事項の工事担当課長への報告
- イ 専任監督員の指導監督及び監督業務の掌握

附 則

（施行期日）

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月1日から施行する。

別表（第5条関係） 「監督業務の内容」

| 項目 | 業務の内容 |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 契約の履行の確保 | |
| (1) 契約図書の内容の把握 | 刈谷市工事請負契約条項（昭和54年4月1日施行。以下「契約条項」という。）、設計書、仕様書、図面、質問回答書及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。 |
| (2) 工程表及び現場代理人、主任技術者等通知等の把握 | 受注者から5日以内に契約担当者に提出される書類の内容を把握する。 |
| (3) 施工計画書の受理 | 受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。 |
| (4) 契約条項及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等 | <p>① 契約図書に基づく指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む。）及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。</p> <p>② 受注者又は現場代理人に対して行う指示、承諾、協議、受理等は、工事打合せ簿により書面をもって行う。</p> |
| (5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知 | <p>① 契約条項第18条第1項の事実を発見した場合、又は受注者から事実の確認を請求された場合は、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討の上、工事担当課長に報告する。必要により設計図書を訂正し、又は変更資料を作成する。</p> <p>② 前項の調査結果を工事打合せ簿により受注者に通知する。なお、設計図書の変更を行う必要がある場合は、工事設計変更事務取扱要領により所定の手続を行う。</p> |
| (6) 変更設計図面及び数量等の作成 | 一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに設計図書の変更資料を作成する。 |
| (7) 関連工事との調整 | 関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、受注者に対し必要な指示を行う。 |
| (8) 工程把握及び工事促進指示 | 受注者からの履行報告又は月例報告に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。 |
| (9) 工期変更の協議及びその結果の通知 | 契約条項第18条第3項、第19条第1項又は第20条の規定に基づく工期変更について、協議及びその結果の通知を行う。 |
| (10) 工事担当課長等への報告 | |
| ア 変更契約の報告 | 設計図書の変更に伴い、変更契約を行う必要がある場合は、工事担当課長に報告する。 |
| イ 工期の延長及び工事の中止の検討及び報告 | <p>① 工期変更の協議において、工期変更協議の対象とした事項について、延長期間を検討し工事担当課長に報告する。</p> <p>② 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する場合があると認められる場合は、中止期間を検討し、工事担当課長に報告する。</p> |
| ウ 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告 | 工事目的物の引渡し前に、工事目的物等に損害が生じた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、工事担当課長に報告する。 |
| エ 不可抗力による損害の調査及び報告 | <p>① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を工事担当課長に報告する。</p> <p>② 損害額の負担請求内容を確認し、工事担当課長に報告する。</p> |
| オ 第三者に及ぼした損害の調査及び報告 | 工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼした場合は、その原因、損害の状況等を調査し、工事担当課長に報告する。 |

| | |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <u>カ</u> 部分使用の報告 | 部分使用を行う場合は、 <u>関係調書</u> を作成の上、工事担当課長に報告する。 |
| <u>キ</u> 中間前金払請求時の確認及び報告 | 中間前金払の請求があった場合は、工事の進捗状況等の請求要件を具備しているかどうかを確認し、 <u>中間前払金認定書を作成し</u> 工事担当課長に報告する。 |
| <u>ク</u> 部分払請求時の出来形調書の作成 | 部分払の請求があった場合は、出来形調書を作成し、工事担当課長に報告する。 |
| <u>ケ</u> 工事関係者に対する措置請求に関する報告 | 現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがある場合は、工事担当課長に報告する。 |
| <u>ミ</u> 契約解除に関する報告 | <p>① 契約条項第36条第1項、第37条第1項及び第38条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、工事担当課長に報告する。</p> <p>② 契約が解除された場合は、既済部分の出来形の調査及び出来形調書等、必要書類を作成し工事担当課長に<u>報告</u>する。</p> |
| 2 施工状況の確認等 | |
| (1) 事前調査等 | <p>必要に応じ、以下の事前調査業務を行う。</p> <p>① 工事基準点の指示 ② 既設構造物の把握 ③ 支給材料の確認 ④ 事業損失防止家屋調査の立会い ⑤ <u>受注者</u>が行う官公庁への届出等の把握 ⑥ 工事区域用地の把握 ⑦ その他必要な事項</p> |
| (2) 指定材料の確認等 | <p>① 設計図書において、監督職員の確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料の確認を行う。</p> <p>② 設計図書において、監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料について、立会い又は検査を行う。</p> <p>③ <u>工事標準仕様書「指定材料の品質確認一覧」</u>（建築工事は除く。）により、事前に確認を受けるものとして指定された材料の品質規格を確認する。</p> |
| (3) 工事施工の立会い | 設計図書において、監督職員立会いの上施工するものと指定された工事において、立会いを行う。 |
| (4) 工事施工段階の確認 (段階確認) | <p>設計図書に示された施工段階において、<u>工事標準仕様書「段階確認一覧表」</u>（建築工事は除く。）に基づき、臨場等により、出来形、品質、規格、数量等を確認する。</p> <p><u>建築工事</u>においては、<u>設計図書</u>に定められた場合、一工程の施工の確認及び報告があった場合、監督職員により指示された工程に達した場合において確認する。</p> |
| (5) 工事施工状況の把握 | <p>主要な工種について、<u>工事標準仕様書「施工状況把握一覧表」</u>（建築工事は除く。）に基づき、適宜臨場等により施工状況を把握する。</p> <p><u>建築工事</u>においては、<u>工事標準仕様書</u>における施工の各段階での「監督職員の立会い」を受ける施工段階及び施工状況とする。</p> |
| (6) 建設副産物の適正処理状況等の把握 | <p>① 産業廃棄物を搬出する工事にあっては、産業廃棄物管理表（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。</p> <p>② 建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあっては、</p> |

| | |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 受注者が作成する再生資源利用計画書〔実施書〕及び再生資源利用促進計画書〔実施書〕によりリサイクルの実施状況を把握する。 |
| (7) 改造請求及び破壊による確認 | <p>① 工事の施工部分が設計図書に適合しない事実を発見し、必要があると認められる場合は、改善の指示又は改造請求を行う。</p> <p>② 契約条項第14条第2項又は第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合について、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由があり、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を最小限度破壊して確認する。</p> |
| (8) 支給材料の確認、引渡し | <p>① 設計図書に定められた支給材料について、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。</p> <p>② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書に適合しないと認められる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、工事担当課長に報告する。</p> |
| 3 円滑な施工の確保 | |
| (1) 地元対応 | 地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。 |
| (2) 関係機関との協議、調整 | 工事に関して、関係機関との協議、調整等における必要な措置を行う。 |
| 4 その他 | |
| (1) ニューリンズ登録の確認 | 工事実績情報の登録（受注、変更、竣工時）に際し、受注者が作成した「登録のためのお願い」の内容を確認するとともに登録内容確認書の写しを受領する。 |
| (2) 施工体制の把握 | 工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検等を実施し、施工体制の把握を行う。 |
| (3) 現場発生品の処理 | 工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。 |
| (4) 臨機の処置 | 災害防止その他工事の施工上特に必要があると認められるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。 |
| (5) 事故等に対する措置 | 事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、工事担当課長に報告する。 |
| (6) 工事成績の評定 | 工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。 |
| (7) 検査日時の通知 | 工事検査実施通知書を受理した後、受注者に対して検査日時を口頭で通知する。 |
| (8) 完了検査等の立会い及び工事関係書類の整備 | <p>原則として、専任監督員及び総括監督員は、完了検査、出来形検査及び中間検査の各段階における検査の立会いを行うものとする。</p> <p>また、検査に必要な以下の工事関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を整備する。ただし、<u>設計金額が130万円を超えない工事については、ア、コの書類以外は省略することができるものとする。</u></p> <p>ア 契約図書、設計変更協議書類 イ 「施工プロセス」のチェックリスト ウ 施工計画書、承諾図 エ 工事記録（実施工工程表を含む） オ 使用材料関係資料 カ 材料確認書</p> |

| | |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p><u>キ</u> 段階確認書、施工状況把握報告書</p> <p><u>ク</u> 出来形成果表、出来形図</p> <p><u>ケ</u> 品質管理資料</p> <p><u>コ</u> 工事施工記録写真</p> <p><u>サ</u> 施工体制台帳、施工体系図</p> <p><u>シ</u> <u>工事打合せ簿（提出、承諾、協議等）綴</u></p> <p><u>ス</u> 支給品の受領書及び精算書</p> <p><u>セ</u> その他検査上必要な書類</p> |
| (9) その他 | 契約条項第10条に定める監督職員の権限を有しない「監督に係る業務」を委託した場合は、当該受託者からの報告を受けて監督を行う。 |

備考 契約条項：刈谷市工事請負契約条項

工事標準様書：愛知県 建設部工事標準仕様書、農林水産部工事標準仕様書（農地関係）、企業庁工事標準仕様書、企業庁工事標準仕様書（追録）

公共建築協会発行 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

指定材料の品質確認一覧表

| 区分 | 確認材料 | 摘要 | 少量 |
|--------------|--------------------------------|-----------------|-----------------------------------------------|
| 鋼材 | 構造用圧延鋼材 | 鉄筋コンクリート用棒鋼を含む | 1 t 未満 |
| | プレストレストコンクリート用鋼材 (ポストテンション) | | |
| | 鋼製ぐい及び鋼矢板 | 仮設材は除く | |
| セメント及び混和材 | セメント | JIS 製品以外 | 8 t 未満 |
| | 混和材料 | JIS 製品以外 | |
| セメントコンクリート製品 | セメントコンクリート製品一般 | JIS 製品以外 | 30m 又は 10 m ² 未満 |
| | コンクリート杭、コンクリート矢板 | JIS 製品以外 | |
| 塗料 | 塗料一般 | | 面積 100 m ² 未満 |
| その他 | レディーミクストコンクリート | JIS 製品以外 | 30 m ³ 未満 |
| | アスファルト混合物 | 事前審査制度の認定混合物を除く | 合材量 10 t 未満 |
| | 場所打ぐい用 レディーミクストコンクリート | JIS 製品以外 | 30 m ³ 未満 |
| | 薬液注入材 | | |
| | 種子・肥料 | | (種子) 面積 500 m ² 未満 (肥料) 80 kg未満 |
| | 薬剤 | | |
| | 現場発生品 | | |

- ・「あいくる材」等のリサイクル材及びリサイクル製品についても上表による。
- ・上表の少量に該当する工事材料は、省略することができる。
- ・工事に使用するリサイクル材及びリサイクル製品の品質を証明する資料として、工事契約締結日より前3ヶ月以内に実施した試験結果証明書を、事前に監督職員に提出するものとする。
ただし、「あいくる材」、J IS 製品及びアスファルト混合物事前審査認定混合物を除く。

段階確認一覧表

一般：一般監督

重点：重点監督

1/4

| 種別 | 細別 | 確認時期 | 確認項目 | 確認の程度 |
|---------------------------|-----------------------------------------|---------------|----------------------|----------------------------------------|
| 指定仮設工 | | 設置完了時 | 使用材料、幅、高さ、長さ、深さ等 | 1回／1工事 |
| 土工（掘削工） | | 土（岩）質の変化した時 | 土（岩）質、変化位置 | 1回／土（岩）質の変化 |
| 道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤工） | | ブルーフローリング実施状況 | ブルーフローリング実施時 | 1回／1工事 |
| 表層安定処理工 | 表層混合処理 路床安定処理 | 処理完了時 | 使用材料、基準高さ、幅、延長、施工厚さ | 一般：1回／1工事 重点：1回／1000 m ² |
| | 置換 | 掘削完了時 | 使用材料、幅、延長、置換え厚さ | 一般：1回／1工事 重点：1回／1000 m ² |
| | サンドマット | 処理完了時 | 使用材料、幅、延長、施工厚さ | 一般：1回／1工事 重点：1回／1000 m ² |
| バーチカルドレン工 | サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン | 施工時 | 使用材料、打込長 | 一般：1回／200本 重点：1回／100本 |
| | | 施工完了時 | 施工位置、杭径 | 一般：1回／200本 重点：1回／100本 |
| 締固め改良工 | サンドコンパクション パイル | 施工時 | 使用材料、打込長さ | 一般：1回／100本 重点：1回／50本 |
| | | 施工完了時 | 基準高、施工位置、杭径 | 一般：1回／100本 重点：1回／50本 |
| 固結工 | 粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル | 施工時 | 使用材料、深度 | 一般：1回／100本 重点：1回／50本 |
| | | 施工完了時 | 基準高、位置、間隔、杭径 | 一般：1回／100本 重点：1回／50本 |
| | 薬液注入 | 施工時 | 使用材料、深度、注入量 | 一般：1回／40本 重点：1回／20本 |
| 矢板工（任意仮設を除く） | 鋼矢板 | 打込時 | 使用材料、長さ、溶接部の適否 | 試験矢板＋ 一般：1回／150枚 重点：1回／100枚 |
| | | 打込完了時 | 基準高、変位 | |
| | 鋼管矢板 | 打込時 | 使用材料、長さ、溶接部適否 | 試験矢板＋一般：1回／50本 重点：1回／25本 |
| | | 打込完了時 | 基準高、変位 | |
| 既製杭工 | 既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭 | 打込時 | 使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力 | 試験杭＋ 一般：1回／50本 重点：1回／25本 |
| | | 打込完了時（打込杭） | 基準高、偏心量 | |
| | | 掘削完了時（中堀杭） | 掘削長さ、杭の先端土質 | |
| | | 施工完了時（中堀杭） | 基準高、偏心量 | |
| | | 杭頭処理完了時 | 杭頭処理状況 | 一般：1回／50本 重点：1回／25本 |
| 場所打杭工 | リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭 | 掘削完了時 | 掘削長さ、支持地盤 | 試験杭＋一般：1回／10本 重点：1回／5本 |
| | | 鉄筋組立て完了時 | 使用材料、設計図書との対比 | 一般：20%／1構造物 重点：50%／1構造物 |
| | | 施工完了時 | 基準高、偏心量、杭径 | 試験杭＋一般：1回／10本 重点：1回／5本 |
| | | 杭頭処理完了時 | 杭頭処理状況 | 一般：1回／10本 重点：1回／5本 |

| 種別 | 細別 | 確認時期 | 確認項目 | 確認の程度 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|--------------------------|------------------------|--------------------------------|
| 深礎工 | | 土(岩)質の変化した時 | 土(岩)質、変化位置 | 1回／土(岩)質の変化毎 |
| | | 掘削完了時 | 長さ、支持地盤 | 一般：1回／3本 重点：全数 |
| | | 鉄筋組立て完了時 | 使用材料、設計図書との対比 | 1回／1本 |
| | | 施工完了時 | 基準高、偏心量、径 | 一般：1回／3本 重点：全数 |
| | | グラウト注入時 | 使用材料、使用量 | 一般：1回／3本 重点：全数 |
| オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工 | | 鉄沓据付完了時 | 使用材料、施工位置 | 1回／1構造物 |
| | | 本体設置前(オープーケーソン) | 支持層 | |
| | | 掘削完了時(ニューマチックケーソン) | | |
| | | 土(岩)質の変化した時 | 土(岩)質、変化位置 | 1回／土(岩)質の変化毎 |
| | | 鉄筋組立て完了時 | 使用材料、設計図書との対比、スペーサーの個数 | 1回／1ロット |
| 鋼管矢板基礎工 | | 打込時 | 使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力 | 試験杭＋ 一般：1回／50本 重点：1回／25本 |
| | | 打込完了時 | 基準高、偏心量 | |
| | | 杭頭処理完了時 | 杭頭処理状況 | 一般：1回／50本 重点：1回／25本 |
| 置換工 (重要構造物) | | 掘削完了時 | 使用材料、幅、延長、置換厚、支持地盤 | 1回／1構造物 |
| 築堤・護岸工 | | 法線設置完了時 | 法線設置状況 | 1回／1法線 |
| 砂防ダム | | 法線設置完了時 | 法線設置状況 | 1回／1法線 |
| 護岸工 | 法覆工(覆土施工がある場合) | 覆土前 | 設計図書との対比(不可視部分の出来形) | 1回／1工事 |
| | 基礎工、根固工 | 設置完了時 | 設計図書との対比(不可視部分の出来形) | 1回／1工事 |
| 重要構造物 函渠工(樋門・樋管含む) 軀体工(橋台) RC軀体工(橋脚) 橋脚フーリング工 RC擁壁工、砂防ダム 堰本体工、排水機場本体工 水門工、共同溝本体工 | | 土(岩)質の変化した時 | 土(岩)質、変化位置 | 1回／土(岩)質の変化毎 |
| | | 床堀・掘削完了時 | 支持地盤(直接基礎) | 1回／1構造物 |
| | | 鉄筋組立て完了時 | 使用材料、設計図書との対比、スペーサーの個数 | 一般：20%／1構造物 重点：50%／1構造物 |
| | | 埋戻し前 | 設計図書との対比(不可視部分の出来形) | 1回／1構造物 |
| 軀体工 RC軀体工 | | 沓座の位置決定時 | 沓座の位置 | 1回／1構造物 |
| 床版工 | | 鉄筋組立て完了時 | 使用材料、設計図書との対比、スペーサーの個数 | 一般：20%／1構造物 重点：50%／1構造物 |
| 鋼橋 | | 仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く) | キャンバー、寸法等 | 1回／1構造物 |

| 種別 | 細別 | 確認事項 | 確認項目 | 確認の程度 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ポストテンション T (I) 桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 プレビーム桁製作工 PC ホロースラブ製作工 PC 版桁製作工 PC 箱桁製作工 PC 片持箱桁製作工 PC 押出箱桁製作工 床版・横組工 | | アレストレス導入完了時 横縫め作業完了時 アレストレス導入完了時 縦縫め作業完了時 PC 鋼線・鉄筋組立完了時（工場製作除く） | 設計図書との対比 設計図書との対比 使用材料、設計図書との対比 | 一般：5%程度／総ケーブル数 重点：10%程度／総ケーブル数 一般：10%程度／総ケーブル数 重点：20%程度／総ケーブル数 一般：20%程度／1構造物 重点：50%程度／1構造物 |
| トンネル掘削工 | | 土（岩）質の変化した時 | 土（岩）質、変化位置 | 1回／土（岩）質の変化毎 |
| トンネル支保工 | | 支保工完了時（支保工変化毎） | 吹付コンクリート厚、ロックボルト打込本数及び長さ | 1回／支保工変化毎 |
| トンネル覆工 | | 施工時（構造の変化時） | 設計図書との対比 | 1回／構造の変化毎 |
| トンネルインバート工 | | 鉄筋組立完了時 | 設計図書との対比、スペーサーの個数 | 1回／構造の変化毎 |
| ダム工 | 各工事毎別途定める | | 各工事毎別途定める | |
| 鋼板巻立て工 | | フーチング定着アンカ一穿孔完了時 | 施工状況の適否、設計図書との対比、深さ | 一般：全数 重点：全数 |
| | | 鋼板建込み完了時 | 建込み状況、設計図書との対比、使用材料 | 1回／1橋脚 |
| | | 現場塗装完了時 | 施工状況の適否、塗膜厚、使用材料及び使用量 | 一般：1回／1工事 重点：1回／1ロット |
| 舗装工 | 路盤、基層、表層 | 各層毎の完了時 | 基準高さ、幅、厚さ、支持力 | 一般：1回／1工事 重点：1回／3000 m ² |
| 塗装工 | 現場塗装 | ケレン完了後、各層各塗り後 | 施工状況の適否、塗膜厚、使用材料及び使用量 | 一般：1回／1工事 重点：1回／1ロット |
| 旧施設撤去 | | 完了時 | 撤去状況の適否 | 一般：1回／1工事 重点：1回／1施設 |
| 路面切削工 | | 完了時 | 施工状況の適否、幅、厚さ | 一般：1回／1工事 重点：1回／3000 m ² |
| コンクリート吹付け工 厚層基材吹付け工 | | 法面清掃完了時 | 施工状況の適否 | 1回／1面 |
| | | ラス張完了時 | ラスの位置、アンカ-鉄筋検測ピンの径、長さ、本数 | 1回／1面 |
| 開削工（下水道） | | 完了時 | 施工状況の適否 | 一般：1メートル（人孔間）ごと 重点：一般に同じ |
| 推進工（下水道） | | 完了時 | 施工状況の適否 | |
| シールド工（下水道） | | セグメント組立完了時 | 施工状況の適否 | 一般：100mごと 重点：50mごと |
| | | 2次覆工完了時 | 施工状況の適否 | |
| 立坑工（下水道） | | 完了時 | 支持地盤、寸法、施工状況 | 一般：1回／1箇所 重点：一般に同じ |
| 人孔築造工（下水道） | | 鉄筋組立て完了時 | 施工状況の適否、設計図書との対比、使用材料 | 一般：20%程度／1構造物 重点：50%程度／1構造物 |
| | | 築造完了時 | | 一般：1回／1構造物 重点：一般に同じ |
| 開削工（上水道） | 管布設工 | 管接合完了時 | 管布設高、掘削断面の寸法、埋戻、土留工の寸法 | 一般：1回／1工事 重点：一般に同じ |

| | | |
|------------------|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築工事及び 建築設備工事 | | 国土交通省大臣官房官序營繕部監修 公共建築工事標準仕様書（建築工事・電気設備工事・機械設備工事編） 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事・電気設備工事・機械設備工事編）等 により、監督職員が指示する。 |
|------------------|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

・表中の「確認の程度」は確認頻度の目標であり、実施にあたっては工事内容及び施工状況等を勘案の上設定することとし、重点監督は1回／週以上の頻度で実施すること。

なお、ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は、施工単位（目地）毎とする。

・一般監督：重点監督以外の工事（工事標準仕様書第1編1－1－2 1第7項の規定によることができる。）

・重点監督：低入札工事

：主たる工種に「NETIS」等の新技術・工法等を採用した工事。

施 工 状 況 把 握 一 覧 表

一般：一般監督

重点：重点監督

1/2

| 種別 | 細別 | 施工時期 | 把握項目 | 把握の程度 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------------|---------------------------|----------------------------------------|
| オープケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工 深礎工 | | コンクリート打設時 | 品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温 | 一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット |
| 場所打杭工 リバース杭 オールケーリング杭 アース・リル杭 大口径杭 | | コンクリート打設時 | 品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温 | 一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット |
| 重要構造物 函渠工（樋門・樋管含む） 軸体工（橋台） RC軸体工（橋脚） 橋脚フーチング工 RC擁壁工 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工 | | コンクリート打設時 | 品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温 | 一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット |
| 床版工 | | コンクリート打設時 | 品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温 | 一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット |
| ポストテンションT(I)杭製作工 プレキャストブロック杭組立工 プレビーム杭製作工 PCホロースラブ製作工 PC版杭製作工 PC箱杭製作工 PC片持箱杭製作工 PC押出し箱杭製作工 床版・横組工 | | コンクリート打設時 (工場製作を除く) | 品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温 | 一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット |
| トンネル工 | | 施工時（支保工変化毎） | 施工状況の適否 | 1回／支保工変化毎 |
| 土工（盛土工） | | 敷き均し・転圧時 | 使用材料、敷均し、締固め状況 | 一般：1回／1工事 重点：2～3回／1工事 |
| 舗装工 | 路盤、基層、表層 | 舗設時 | 使用材料、敷均し、締固め状況、天候、気温、舗設温度 | 一般：1回／1工事 重点：1回／3000 m ² |
| コンクリート吹付け工 | | 吹付け時 | 施工状況の適否 品質規格、天候、気温 | 1回／1面 |
| 塗装工 | 現場塗装 | 清掃・錆落し施工時 | 清掃・錆落し状況 | 1回／1工事 |
| | | 塗装施工時 | 使用材料、天候、気温 | 1回／1工事 |
| 樹木・芝管理工 植生工 | 施肥、薬剤散布 | 施工時 | 使用材料、天候、気温 | 1回／1工事 |
| ダム工 | 各工事毎別途定める | | 各工事毎別途定める | |
| 開削工（下水道） | | 施工時 | 施工状況の適否 | 一般：1回／1スパン 重点：1回/50m又は1スパン |

| 種別 | 細別 | 施工時期 | 把握項目 | 把握の程度 |
|-------------------------------------|--------------|-----------|----------------------|-----------------------------------------|
| 推進工（下水道） | | 施工時 | 施工状況、推進力 | 一般：1回/100mごと又は1ヶ月毎 重点：1回/50m又は1ヶ月毎3回 |
| | | 薬液注入時 | 施工状況、薬剤使用量 | 一般：1回/1ヶ月毎 重点：2回/1ヶ月毎 |
| シールド工（下水道） | 1次覆工 2次覆工 | 裏込注入時 | 施工状況、薬剤使用量 | 一般：100リンク 重点：50リンク |
| | | コンクリート打設時 | 品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温 | 一般：100mごと 重点：50mごと |
| 立杭工（下水道） | | 施工時 | 施工状況の適否 | 一般：1回／1箇所 重点：2回／1箇所 |
| 人孔築造工（下水道） | | 施工時 | 施工状況の適否 | 一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット |
| 一覧表に該当しない工事については、監督職員が適宜施工状況の把握を行う。 | | | | |

・表中の「把握の程度」は把握頻度の目標であり、実施にあたっては工事内容及び施工状況等を勘案の上設定することとし、重点監督は1回／週以上の頻度で実施すること。

なお、ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は、施工単位（目地）毎とする。

・一般監督：重点監督以外の工事

・重点監督：低入札工事

：主たる工種に「NETIS」等の新技術・工法等を採用した工事。